平成２２年（フ）第６１８号
大津市唐崎３丁目17番21―Ａ201号、前住所大津市長等３丁目２番17―409号
債務者　西出　妙子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６１９号
滋賀県甲賀市甲賀町大原中1065番地２―203号、前住所滋賀県長浜市大路町946番地３
債務者　中嶋　実加
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２２号
滋賀県守山市播磨田町1430番地の３　県営住宅Ａ棟21号
債務者　中島　康信
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２３号
大津市小野1115番地の５
債務者　阪本旭こと　李　　東旭
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２４号
大津市小野1115番地の５
債務者　阪本さな江
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６２９号
大津市若葉台６番30号　コンステラベガＤ―５
債務者　足立恵里奈
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３６号
大津市唐崎２丁目２番１号　ファミリア唐崎201号
債務者　清水　正達
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３７号
大津市野郷原２丁目25番１号　山の手団地Ｃ棟202号、前住所大津市螢谷11番８号　螢谷荘Ａ―２
債務者　服部　寅雄
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６３８号
大津市野郷原２丁目25番１号　山の手団地Ｃ棟202号、前住所大津市螢谷11番８号　螢谷荘Ａ―２
債務者　服部ヨシ子
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１号
滋賀県甲賀市信楽町杉山505番地２
債務者　植西　真理
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８号
大津市大将軍３丁目21番14号
債務者　丹治　自由
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１０号
滋賀県守山市二町町188番地１　ヴィラコート二町Ｃ棟101号
債務者　梅本　麻実
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３号
奈良県五條市御山町806番地
債務者　西山美知子
1　決定年月日時　平成23年１月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第２３５号
鳥取県米子市旗ケ崎２丁目12番20号　201号
債務者　玉井千代美
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第４１６号
広島市佐伯区吉見園１番９―310号
債務者　岩満　義也
1　決定年月日時　平成23年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１号
愛媛県伊予郡松前町大字筒井1060番地
債務者　成城　賢一
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第９号
愛媛県松山市浄瑠璃町331番地
債務者　村井カツコ
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第９０５号
高知市大津乙1870番地10
債務者　弘瀬　定志
1　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
高知地方裁判所破産係